

## 朝鮮総督府永興学校生徒の不良化に関する言説：生徒の収容経緯に着目して

田中，友佳子

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻（韓国女性史）：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1905841>

---

出版情報：教育基礎学研究. 10, pp.25-39, 2013-03-29. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 朝鮮総督府永興学校生徒の不良化に関する言説

— 生徒の収容経緯に着目して —

田 中 友佳子

### はじめに

本稿は、官立感化院の朝鮮総督府永興学校に収容された少年の不良化言説について分析し、永興学校の役割を再考することを課題とする。

三一独立運動後、朝鮮総督府（以下、総督府と記す）の喫緊の課題は治安維持であった。総督に就任した斎藤実は、武力のみに頼らない「民心ノ綏撫ト善導」の必要性を説いた<sup>1</sup>。新しい文化政治の重要項目として臨時恩賜金事業の拡大が掲げられ、警察による治安維持の強化とともに予防と教化の重要性が説かれるようになる。大友昌子らの先行研究によれば、三一独立運動以前には社会事業は恩賜金による授産事業が主であったが、1920年代に入ると専門行政機関の社会課や朝鮮社会事業研究会が新設され、また事業の内容が多様化し、防貧事業へと重心が移行したことが明らかにされている<sup>2</sup>。

児童保護事業も1920年代半ばに転換期を迎えた。1923年の『社会事業要覧』に掲載された事業項目には、児童相談所（平壤府児童相談所のみ）、感化教育（設置準備中）、孤貧児の養育（貧窮児保護）、徒弟又は労働者の教育（不就学児教育）である<sup>3</sup>。これに対して1933年『朝鮮の社会事業』は、乳幼児保護（乳幼児愛護運動、妊産婦健康相談、託児事業）が第一項目にあり、続いて学齡児保護（不就学児教育）、特殊児童保護（不良児、異常児、貧窮児保護）となっている<sup>4</sup>。生江孝之はこの変化について、「社会事業のみならず、又児童保護事業に就きましても消極的、事後的の事業（特殊児童保護：引用者註）に<sup>ママ</sup>主きをおいたのが、それが現在では方向転換を致して、積極的、事前的（普通児童保護：引用者註）に力を盡さなければならぬということに目覚めたと申してもよろしい<sup>5</sup>」と述べている。

文化政治期は「オリニ」（韓国語で子どもの意）という新しい概念が現れた時期でもある<sup>6</sup>。天道教徒を中心にオリニ運動が展開されたのをはじめ、総督府による児童愛護運動、医療宣教師らによる母子健康事業などを通じて、新しい育児方法や規範が啓蒙された。児童心理学や家政学といった知識も内地や西欧から流入し、「オリニ」が「科学的」に調査分析される特別な存在となった。文化政治期に韓国語の女性雑誌が急増しており、こうした雑誌には新しい育児や子ども、女性、家庭像に関する言説に溢れていた<sup>7</sup>。近代女子教育を受けた「新女性」と呼ばれる女性たちは、こうした言説空間に触れ、徐々に受容していったとされている。「オリニ」は将来の民族を支え独立の原動力となる存在

であると同時に、帝国を支える労働力、兵力として眼差され、乳幼児死亡率や出生率がこれらの運動では重要な指標として登場した。こうした保護されるべき純粹無垢な「オリニ」イメージが受容されるようになった一方で、「不良少年」の問題が社会的な注目を集めるようになる。先行研究においてキム・ヒョン Chol は、不良少年問題は窃盗少年や犯罪少年に限定されるものではなく、農村から都市部へと移動してくる若年労働者、浮浪児、孤児に加え、1930年代になるとモダンボーイ・ガールの風紀紊乱や同盟休校問題なども含んでいたことを指摘している。不良少年に関する言説は「オリニ」と同様、新聞雑誌に溢れていた<sup>8</sup>。

また、キム・ヒョン Chol は、思想善導を目的とする青少年団体の設立や少年刑務所、感化院を始めとする感化事業など総督府による青少年関連事業が進められる中で、未熟で不安定な、保護と感化、統制を受けなければならない対象としての朝鮮人青少年イメージが形成されたことを明らかにしている。これに対して本稿では、不良児に対するイメージを別の視点から見ていく。別の視点とは、なぜ少年が不良児になってしまったのか、不良化の原因に関する言説に着目するということである。とくに不良児の家庭環境に人々は着目し、憶測、想像を膨らませた。不良児の家庭環境に関する語りを見ていくと、不良児の隔離収容や統制の場である永興学校に付与されたもう一つの意味を指摘できる。

本稿の構成として、まず1節で永興学校の設立目的と生徒について確認した後、2節において永興学校に不良少年が収容された経緯について分析する。そして3節では、収容された永興学校の生徒が不良化した原因について、永興学校を訪問した人々がどのように語っているかを中心に分析する。

## 1. 永興学校の設置

「韓国併合」後、朝鮮の農村は急激な変化に見舞われた<sup>9</sup>。1910年代の土地調査事業や1920年代の産米増殖計画によって離農をせまられ、都市へ移動する人々が急増した。京城、平壤、大邱、釜山などの都市部では貧民街が形成され、駅周辺や街頭を徘徊し、スリや盗みをはたらく「不良児」「孤児」「浮浪児」の問題が浮上する。ソ・ヒョンスクによる孤児研究によれば、こうした子どもたちは憐憫の眼差しを浴びると同時に、都市の美観を損ない伝染病の温床となる存在と見られていた。1920年代以降、学校や青年団、社会教育団体による青少年の思想善導、社会教化が実施、強化された。不良行為を犯した少年やその恐れのある虞犯少年問題に対しては、刑罰に処すのではなく教育を施す感化院に収容するという新しい対策がとられるようになる。

1922年5月1日、斎藤実は司法官に向けた訓示の中で、「少年法ハ諸般ノ關係上未タ実施ノ機ニ至ラサルヲ遺憾トスルモ今ヤ幼年監ノ完成近キニ在リ從テ少年犯罪者ニ対スル処分ニ付テ努メテ斯法ノ趣旨ヲ酌ミ懲治及感化ニ適実ナル措置ヲ講シ以テ時世ノ要求ニ

背馳セサラムコトヲ望ム』<sup>10</sup>と述べた。ちょうど1ヶ月前の1922年4月には、内地で「少年法」「矯正院法」が公布され、「感化法」が改正されていた<sup>11</sup>。この内地の動きを受けて、朝鮮においても少年犯罪者への処分を「懲治及感化」という「適実ナル措置」へと変えること、つまり感化院を設置する方針になったと考えられる。詳細な経緯は不明だが、後述するように初代社会課長の矢島杉造が感化院の設置を進めたようである<sup>12</sup>。

朝鮮では、1923年9月に「朝鮮感化令」（制令第十二号）及び「朝鮮総督府感化院規則」（府令第百十二号）、「朝鮮総督府感化院官制」（勅令第三百八十二号）が制定され、同年10月1日、感化院の名前を永興学校（1938年に永興学院に改称）として開校した。この後、官立感化院としては1938年に木浦学院（全羅南道）、1941年に仙甘学院（京畿道）が設立された。

永興学校は「陸路は自転車も通じ得ざる険路にして交通不便」<sup>13</sup>な場所にあり、元山港から永興学校のある松田半島までは船で3時間ほどかかった<sup>14</sup>。都会から遠く離れ、前は海、後ろは険しい山に囲まれた場所が選ばれたのは、送致された子どもの逃亡阻止に加え、土地の整備状況、防疫対策、近隣住民からの反対の少なさなどを考慮したものと考えられる。毎年3～5万円程度の子算が組まれ、3万坪（学校林や保管林を含まない構内の土地のみで）という広大な敷地に、寄宿舎と家族舎、職員官舎、講堂、教室、病室、農業作業場、運動場、教材園、実習地（約2万坪）等が整備された。ここに教諭3名、書記、嘱託医、看護婦、保姆等が働いていた。内地と朝鮮の感化教育を比較分析したチョン・ヘジョンの研究によれば、永興学校では規則的な生活のもとで実科を中心とした教育が行われ、皇国臣民につくりあげることを目的としていた<sup>15</sup>。

<表1>朝鮮総督府永興学校生徒数は、永興学校の開校から1942年までの生徒数の移り変わりをまとめたものである。新入生の数を見ると、1940年代まで10人前後から30人程度を受け入れていたことが分かる。生徒数は徐々に増えており、1930年代には100名を超え、1930年代後半は150人を超える子どもが収容された。ソ・ヒョンスクの先行研究によれば、街頭や駅を浮浪したり物乞いをする子どもたちは孤児、乞児、浮浪児、不良児などと呼ばれており、その境界は非常に曖昧であった。警察によるこうした子どもたちへの取締りは、1930年代に入ると本町警察署に取締係が設置されるなど強化されていった。都市の最貧困層である土幕民に対する本格的な調査が行われはじめたのも同時期である<sup>16</sup>。警察は都市を浮浪する子どもに対する一時的な対策として彼等を拘束し管轄地域から追放し、また孤児院や感化院へと収容したとソ・ヒョンスクは指摘している。感化教育に関して分析したチョン・ヘジョンも、離農者、浮浪者、孤児、失業者を都市から一掃することが総督府の感化事業の目的であり、国家の「公賊」である浮浪児を隔離収容、統制しようとしたと述べている<sup>17</sup>。つまり先行研究においては、都市の浮浪児一掃という総督府の意図の下で、取締りや施設収容が行われたことが指摘されてきた。

&lt;表1&gt; 朝鮮総督府永興学校生徒数

年	新入生	退 院				合計数
		総 数	退 院	死 亡	在 籍	
1923	34	1	-	-	-	-
1924	18	0	-	-	-	32 (4)
1925	26	4	-	-	-	
1926	12	7	-	-	-	56 (4)
1927	16	17	-	-	-	53 (5)
1928	17	20	-	-	-	62 (6)
1929	17	2	-	-	-	71 (4)
1930	18	5	-	-	-	77 (6)
1931	7	3	-	-	-	-
1932	17	3	-	-	-	73 (6)
1933	29	56	39	1	16	93 (-)
1934	25	2	2	0	0	116 (-)
1935	29	17	13	0	4	128 (-)
1936	5	4	1	0	3	129 (-)
1937	25	9	7	1	0	145 (-)
1938	39	29	19	0	1	155 (-)
1939	6	3	0	2	10	158 (-)
1940	36	20	18	2	1	175 (-)
1941	7	38	33	0	0	149 (-)
1942	7	2	0	1	1	154 (-)

-は不明、( )内は内地の人数を表す。1924年と1926年は9月末、その他は3月末の人数。

『朝鮮社会事業要覧』(1924、1926年)『朝鮮総督府施政年報』(1927-1932年)

『朝鮮総督府統計年報』(1942年)を参考に作成。

一体、永興学校の生徒はどのようにして連れて来られたのか。次章では、『朝鮮総督府永興学校一覧』をもとに、永興学校への収容経緯を見ることとする。

## 2. 永興学校への収容経緯

「朝鮮感化令」第一条には、「収容スベキ児童」として以下の三号が定められた。

- 一、年齢八歳以上十八歳未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ不良行為ヲ為スノ虞アリ且適當ニ親権ヲ行フモノナキモノ
- 二、十八歳未満ノ者ニシテ親権者又ハ後見人ヨリ其ノ入院ヲ出願シタル者
- 三、裁判所ノ許可ヲ経テ懲戒場ニ入ルヘキ者<sup>18</sup>

第一号の収容対象者の年齢は8～18歳までで、在院期限は23歳までとされた。永興学校には不良行為を行った者だけでなく、将来不良行為を行う恐れのある虞犯少年まで収容の対象とされた。いわゆる浮浪児狩りを通じて連れて来られた子どもたちも含まれたということである。しかし、永興学校の収容対象者、実際に収容された生徒は、浮浪児狩りなどで警察から送られた子どもや親のいない子どもに限られていたわけではない。「朝鮮感化令」第一条第二号には、親権者または後見人が永興学校に子どもの委託を出願できることが定められている。第一号は8歳以上と定められているのに対し、第二号には年齢の下限がないことも注目される<sup>19</sup>。保護者または後見人に対しては以下の手順で子どもを感化院へと送るよう要請した。

児童ヲ入院セシメントスル方ノ為ニ

永興学校ニ入学セシムベキ児童ガアリマシタナラバ次ノ調書ニ可成詳細ニ各事項ヲ記入シ、戸籍謄本ト健康診断書ト写真一枚トヲ添ヘ之レニ朝鮮総督宛入院願書ヲ付シ郡道ヲ經由シ総督府ニ御差出シ下サイ。入院許可ニナレバ何月何日児童ヲ元山水産試験場前棧橋マデ連レテ出ル様ニ総督府カラ通知ガ御手元ニ参リマス。

永興学校カラハ其ノ日ニ元山マデ児童ヲ出迎ヘ致シマスガ可成ハ御序ニ学校迄児童ト御同道下サレマシテ学校ノ状況ヲ御一覽下サイマスト入院後ノ教養上御互ニ大層都合ガ宜シウ御座イマス。<sup>20</sup>

永興学校に入学させる際には、健康診断書と戸籍謄本、そして調書を基礎資料として提出することになっていた<sup>21</sup>。調書には、名前、本籍、住所、生年月日の他に、「家庭状況」や「教養状態」「現在の性行」を問う欄が設けられていた<sup>22</sup>。1930年に在籍した生徒のうち、永興学校まで父兄と来た児童は朝鮮人9人、内地人8人、道府郡から送られた者が33人、児童保護団体から17人、警察署から引率された者が73名である<sup>23</sup>。第一号と第二号の院児の割合については、〈表2〉入院該当条号の通りである。

第二号により収容された子どもが院児の約4－5割を占めている。先行研究では感化院の院児は警察の浮浪児狩りを通して強制収容されたと指摘されてきたものの、必ずし

〈表2〉 入院該当条号

	第一条第一号	第一条第二号	第一条第三号
1930年	76	64	0
1933年	104	78	0
1936年	166	99	0
合計	346	241	0

『朝鮮総督府永興学校一覧』1930、33、36年を参考に作成

もそうではないことがわかる。

＜表3＞入院当時の保護者並親族表は1930年の院児の入院時の保護者と兄弟関係をまとめたものである。第一号では全く親族がない場合が32人と最も多く、次に実母のみの場合が14人、次に実父母がいる場合が9人となっている。表の備考に「保護者ヲ有スル者ニシテ第一項（第一号のこと：引用者註）ニ依リ入院セシハ取調ノ際児童自ラ孤児ナリト虚偽ノ申立ヲナシタルニ依ル」<sup>24</sup>とあり、第一号で保護者のいる44人は入院当初、保護者がいると答えなかった生徒である。第一号として入院すれば「食料、被服、学用品全部ヲ給与」し、一方で第二号または第三号の場合は「家庭ノ生計固難ナル者ニハ其程度ニ依リ費用ノ一部又ハ全部ヲ給与ス」<sup>25</sup>と定められていた。警察に捕まったことがあれば親に厳しく叱責されることを恐れたのかもしれない。さらに都市に出てきて浮浪児となったのにいまさら遠くにいる親に面倒をみてもらうことはできないと考えたのか、あるいは親自身が口止めをしたのか、明確な理由を伺い知ることはできないものの、実に8割近くの子どもに保護者または後見人がいたということになる。

この一例として、黄海道の海州府付近の農家で育った鄭成萬という少年についての記事がある<sup>26</sup>。鄭少年は4歳の時に母親が天然痘で亡くなってしまったのだが、その際巡査らが消毒しにきたのに驚き、恐ろしくなって家出してしまったのだという。そして平壤まで放浪し、そこで旅館のボーイとして働いたが解雇されしばらく乞食をして過ごしていた。その時に不良少年たちと一緒にスリをするようになり、平壤署に検挙されて永興学校に来たのだという。鄭少年は離れてしまった家族を探したいと阿部虎之助校長に話し、教頭とともに海州まで探しに来ているという内容である。鄭少年は「適当に親権

＜表3＞ 入院当時ノ保護者並身続表（1930年）

	実父母	実父 ノミ	実母 ノミ	実父 継母	継父 実母	養父母	嫡母 ノミ	兄弟	叔父	従兄	全く親 族無シ	計	百分比
長 男	25	8	7	5	3	1	0	0	3	0	13	65	46.43
次 男	13	3	6	3	0	0	0	4	1	1	8	39	27.86
三 男	5	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	12	8.57
四 男	2	0	3	1	0	0	0	2	0	0	1	9	6.43
庶 子	0	1	0	2	1	0	1	0	0	0	0	5	3.57
不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	7.14
計	45	12	21	12	5	1	1	6	4	1	32	140	
百分比	32.15	8.75	15	8.57	3.57	0.71	0.71	4.29	2.86	0.71	22.86		100

入 院 該当条項	第一条第一号	9	7	14	2	3	0	1	5	2	1	32	76
	第一条第二号	36	5	7	10	2	1	0	1	2	0	0	64
	第一条第三号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

『朝鮮総督府永興学校一覽』1930年、18-19頁を参照して作成

ヲ行フモノナキモノ」として連れて来られたものの、本人の話で親権を行う者がいる可能性があることが分かったという一例である。

第二号で収容された生徒に関しては、筆者の知る限り、1927年8月15日『毎日申報』の「愛子の前途のために感化院に収容歎願」という記事がある<sup>27</sup>。京畿道水原出身の車春山という女性が息子を永興学校に入れるように鍾路警察署に入院申請をしたことが記されている。車春山は姜斗植という夫と住んでいたときに姜鐘煥という息子を産んだものの、貧困のため姜斗植が家を出てしまったという。そこで車春山は京城に行き、内地人の家に奉公人として入ったが、その間に姜鐘煥は教化できない不良少年になってしまったため12歳のときに収容の申請をしたのだという。先行研究でソ・ヒョンスクも「家族解体によって親の保護を受けられない子どもたちが主として（感化院に：引用者註）収容されていたことが分かる」<sup>28</sup>と述べているように、貧困による家族解体、そして都市への移住という背景があったことはこれまでも指摘されてきた。しかし、家族解体の末、警察に拘束され一方的に連れて来られたのではなく、母親が長男を送ったということは特筆すべきであろう。第二号の収容対象者に関する規定は、1923年設置の少年刑務所や1942年設置の矯正院（京城少年院）の収容対象者にはない規定である<sup>29</sup>。親または親族の間で育てられなくなった子どもを送る場所として感化院が選ばれることがあったということであり、感化院が単に総督府による都市からの浮浪児一掃の場ではなかったといえる。

さらにここで付言したいのは、第二号の保護者または後見人を見てみると、実父母がいる場合が最も多いということである。64人のうち約半数の36人を占めている<sup>30</sup>。「入院当時ノ保護者並身続表」の「備考」には、下の文言が注記されている。

保護者中実父母ヲ有スル者多数ニシテ、実母ノミノ者之ニ次ギ、身続ニ於テ長男ハ全児童ノ半ニ近ク、次男之ニ継ギ、特ニ長男六十五名中四十一名独子ナルコトハ児童教養上大ニ注意スルニ値ス<sup>31</sup>

「大ニ注意」すべきことには、保護者のいない孤児が最も多いという点は挙げられていない。保護者のいない孤児ではなく、父母がいるにも拘わらず永興学校に来る子ども、そして長男、とくに一人っ子に注意を向けていたことが見て取れる。

### 3. 永興学校の生徒の不良化に関する言説 — 永興学校訪問記の共通点

永興湾周辺は桜の名所としても知られていた。4月末から5月初めになると、新聞などで永興学校に花見に行く「観桜団員」の募集記事が見られる<sup>32</sup>。この花見以外にも、開校時には斎藤実朝鮮総督、大塚内務局長、社会課長矢島杉造、李圭完咸鏡南道知事らが訪れ、またその他の総督府関係者や雑誌新聞記者らも永興学校を見学を訪れた。

永興学校を見学した人々によって書かれたものには、①鈴木虎次郎「永興学校を見て」



『朝鮮』1924年7月 ②一記者「元山から咸興へ」『文教の朝鮮』1926年4月 ③一記者「不幸児の楽園、仙境は何処、絶好の自然環境、永興感化院訪問記3 — 入院するまでの彼等の家庭環境」『東亜日報』1934年8月31日～9月7日（連載6回）④南廷寛「永興学校の光景（不良少年の感化院）」『三千里』第7巻第6号、1935年7月 ⑤楊濟賢「永興学校を探して」『女性』1939年8月などがある。また⑥矢島杉造「子供と社会問題の関係」『朝鮮社会事業』第4巻第8号、1926年8月は訪問記ではないものの、視察の後に書かれており、生徒に関する言及がある。

警察による浮浪児狩りで連れて来られ、あるいは親によって永興学校に送られた子どもたちに対して、人々はどのような視線を投げかけたのか。先にも述べたように子どもの不良化や浮浪児に関する言説はこの時期の新聞や雑誌に溢れていた。本節ではその中でも、永興学校を実際に訪れ、感化院の関係者から施設や生徒たちの話を直接聞き、あるいは生徒を直接見た人々が、少年不良化に関して語った内容を中心に分析することにした。

初代社会課長の矢島杉造は、永興学校の開校に尽力した人物であり、永興学校の事情を良く知る人物である。矢島は1918年に地方局第二課長に任用され、1921年に社会課が創設された際に初代社会課長に任命された<sup>33</sup>。1927年に全羅南道警察部長の神尾式春が二代目社会課長に就任するまで約9年という長い期間、社会課長の地位にあった。1927年に地方課長に転任する際、『朝鮮社会事業』には「…満八年八ヶ月の久しき間世人が萬年社会課長と評せし程永任して社会事業の指導發達のために尽力せられたり」<sup>34</sup>と書かれている。また矢島の業績については「珍らしく同じ職に勤続して新しき朝鮮社会事業を建設せられたる事は特筆大書すべき事なるべし。永興学校の創設の如きは其一端なり」<sup>35</sup>とある。社会事業関係者らが「久しく我等の師父と仰ぎたる」矢島の業績の中でも、永興学校がその一例として記されている。

『朝鮮社会事業』の記事「子供と社会問題の関係」は1926年4月21-23日に京城日報社來青閣にて行われた第一回児童愛護講習会で、矢島が講演した内容を速記したものである。児童愛護講習会を主催した朝鮮児童協会は、京城少年団長の佐田至弘が中心となって結成され、総督府からの協力を受けながら児童愛護のための教化、児童福利施設の整備、母体保護事業などの活動を行った団体である<sup>36</sup>。第一回児童愛護講習会は聴衆に関する詳細は不明であるものの、後年の児童愛護週間の様子などから察して、近代女子教育を受け、日本語の分かる朝鮮人女性と日本人女性、とくに乳幼児の母親や女学生を主に対象としていたと考えられる。矢島は「私は子供を社会問題として、世の中でどういう風な観方をする、又子供だけでなく、子供が世の中に存立するに到る出生の状況といふようなものに関する、社会で問題になって居る事項を、極く簡単にお話して見たいと思います」<sup>37</sup>と講演の意図を述べている。そして児童愛護の問題として、まず出産の問題（具体的には乳児死亡率と衛生の問題）を、次に不良少年に関する問題について論じている。

先程井上さん（大阪朝日新聞京城支局長の井上収：引用者註）のお話にありました不良少年を取扱ふところとして、感化院といふものが元山の先きにあります、今は八十人程を預つて居りますが、非常に激しい不良性をもった子供が多い。その中の四十名は親があるが、後の四十名には親があるか、ないか解らない。それから親のある子供の家庭を調べて見ますと、いふと、いづれも家庭そのものが、不良の子供が出来るに充分な素質をもって居る。<sup>38</sup>

不良少年となる要因が親や家庭にあり、家庭環境が不良少年の問題として論じられている。「親を選んで生まれて來ることが出来なかつた、親の欠陥の爲めに非常な気の毒な状態にある人が多い」<sup>39</sup>と家庭環境によって不良少年になったと述べている。そして、具体的に次のような家庭が問題だと指摘している。

私共が一寸考へて見ましても、かういふ子供が出来て來るだらうといふやうな家庭が多い。例えば父親が無いとか、或いは母親がない。仮に両親があつても父親か、母親が、まましい仲である、さうでなければ、親が酒呑みである、或いは不品行である、親が盜癖をもつて居るとか、全然欠点の無い親の子として生れて、ああいふところ（永興学校：引用者註）に行つて居るものはない。<sup>40</sup>

不良少年となる子どもの家庭には必ず欠陥があり、「子供を育てるにどれだけの力あるものかといふことは、さういふ施設の内容を調べてみますと、直ぐ解る」<sup>41</sup>と家庭環境と子どもの不良化が直結していることを断言している。そして欠点のある家族の例として、片親や親の品行が悪いことなどを挙げている。

1926年4月号『文教の朝鮮』の「元山から咸興へ」という記事は、「一記者」（以下、記者Aとする。一記者が誰かは不明）が元山中学校の卒業式と永興学校を訪ねたときの様子を記したものである。元山港から船に乗って3時間、夜7時頃すでに薄暗くなつてから到着した記者Aは、棧橋に「黒の小倉服に金ボタンの数十の少年が整然と堵列してゐる」ことに驚く。

お、何たる輝かしい瞳だつたらう！これが世にも恐ろしいスリや窃盜の罪惡を犯した少年たちであらうか、活々とした彼等の双頬！人なつこい彼等の瞳！天真爛漫なる彼等の容貌！

ある学者並に犯罪取扱者は説をなして、犯罪者の多くは類似の骨相、或は外貌を持つてゐると説いてゐる。或はさうかも知らぬ、が、私がこの地に於て見たところの彼等所謂不良児は、決してそのような型にはまつては居ない。長いもの円いもの、角ばつたもの、多種多様である。そして彼らは嬉々として他の学童の如き、純なる

輝きを持ってゐる。私の予想は全く茲に裏切られてしまった。<sup>42</sup>

記者Aは、生徒たちが「陰険な無秩序なそして悪がしこい少年」「盗人眼——まともに一点を正視し得ないもの」であると予想していた。しかし、生徒を直接見て全く異なる印象を受けたことを綴っている。記者Aは、朝鮮の風習として、生徒がもしブルジョア階級の子供であれば、相手の身分を推し測ってほとんどが侮辱の心を持って記者Aを見ただろうと書いている。しかし、「本校に於ける学童は、殆どさういふ方面には超然たるものがある」としている。生徒たちがブルジョア階級出身ではないことを少年の態度から推測している。

記者Aは、盗人眼でもない、予想に反して天真爛漫な容貌の彼らが、なぜここに来ることになったのかを以下のように書いている。

愛の欠如！これが彼等幼少年の時期に如何なる影響を与えるかは今更こゝに喋々の辞を要しない。愛に飢えることは即ち何者かに虐待されることである。虐待されることは反抗の動機となり、犯行は遂に呪詛と変わる。呪ひは悪の母であり、惹ひては悪そのものに享樂するやうになるのだ。然し彼等の多くは厄介なる性的の原因によって、不良的傾向を辿つたのではない。家庭生活の欠陥と教育の不徹底が殆どその因をなしてゐる。<sup>43</sup>

不良化の原因については「家庭生活の欠陥」「教育の不徹底」の二つを指摘している。「教育の不徹底」に関しては詳しく書かれておらず、普通学校への不就学や中途退学の多さを指すのか、あるいは家庭教育の欠如を指すのかははっきりしない。これに対して「家庭生活の欠陥」に関しては「彼等の多くは家庭の境遇が彼を不良児たらしめてゐるのだ」と主張しており、換言すると親の育て方が不良化を招くとしている。先に述べたように、生徒の多くがブルジョア階級の子弟ではないことを記者Aは書いている。記者Aは永興学校教諭の稲垣光晴らと話をしており（学校長の伊藤藤太郎は留守中であつた）、生徒が貧しい環境で育つたということを知っていたと思われる。『朝鮮総督府永興学校一覽』に掲載された「児童入院時の教育程度及保護者職業別」を見ると、保護者の職業は「日傭」が最も多く、次に「農業」「無職」と続く<sup>44</sup>。また「児童入退院道別」の表と照らしてみると、京城を含む京畿道出身の児童が約40%、慶尚南道が約25%であり<sup>45</sup>、離農して京城府や釜山府あるいは大邱府といった都市部に出てきて日雇い労働者などとして不安定な生活を送っていた者が多かつたと推測される。生徒140人中、「全く無学ナリシモノ」は71人で半数を占め、普通学校3年程度で中途退学していた<sup>46</sup>。記者Aは、植民地統治下で不就学や中途退学し生徒自身が働かざるを得ない貧困状態、不況にあえぐ農村の状態と出稼ぎ労働者の家庭の実態といった社会状況には触れず、家庭における

「愛の欠如」に不良化の原因を帰している。

さらに1934年8 - 9月の『東亜日報』に6回に渡って連載された「永興学校訪問記」でも、以下のように、個々の家庭の問題、とくに親のいる場合を問題としている。この記事は、記者が永興学校長の阿部虎之助の案内のもとで視察し、また生徒の詳細に関する情報を得て書かれたものである。

もう一度その子どもたち（永興学校の生徒：引用者註）がどこから来たのか、彼らの保護者は誰なのか。ここに来た子どもたちは（判読不可：引用者註）母親父親がおらず、兄や姉や親族の家で育った子どもよりも、本当の親と一緒にいた子どもが最も多く、同様に考えなければならないことだという。すなわち、二百十一人のうち六十三人にもなるという。その次に父母は勿論のこと親戚すらいない子どもが四十六人である。この事実は何を物語っているだろうか。<sup>47</sup>

さらに、『永興学校一覧』で「大二注意」すべきこととされた長男、一人っ子に対して以下のように言及している。

そして全ての児童の中でも長男として生まれた子どもが百四名という驚くべき結果が出ており、次に次男の五十五名、とくに注目されるのは長男の中でも五十一名の一人っ子が異常質児童だというレッテルを張られているが、これは児童教育上、家庭で特に注意しなければならないと言える。大事に育てようとしたり、あるいはぶしつけに扱ったり見放すなどしていると、結局は救いようがなくなってしまう。<sup>48</sup>

先に見た『永興学校一覧』の「大二注意」すべき点と同様の内容が書かれている。この内容は、学校長であった阿部虎之助によって記者に伝えられたと考えられる。

さらに、阿部校長から聞いた話として、家庭環境のほかに遺伝の原因を指摘している。

それだけでなく（両親の温かい慈愛の心が欠如しているだけでなく：引用者註）、彼ら（永興学校の生徒：引用者註）の両親兄弟がやはり彼らとそれほど変わらない環境で育ってきたことから遺伝のために悪性の品性を生まれながらにして持つ子どもも多いと校長は言う。また、彼らは性に対しては非常に敏感だという。淋病を持つ子どもが意外に多い。阿部校長の言葉を聞いてさらに驚いた。彼らの不幸な家庭と不幸な遺伝伝染病が彼らを暗黒の中へと追いやってしまったのだ。<sup>49</sup>

具体的に、先天的に梅毒や淋病を持つ子どもが多いと指摘しているが、これは院児が性道德の紊乱した家庭に生まれ育ったことを示している。先に触れた社会課長の矢島も

不良少年の原因を次のように語っている。

永興感化院を視察してきた矢島社会課長によれば、「…一年か二三年ほどたてば更生することもあるものの、特に半数は環境に左右され、半数は先天的な不良分子でより先天的に梅毒に伝染した不良児が非常に多く、その中でも精神病のような者もあり、また窃盗の博士といえる少年も多く、子どもたちの感化は非常に困難で非常に時間と努力を要する」という。<sup>50</sup>

院児の半数は先天的な不良分子であり、感化は非常に困難だと述べられている。矢島は、不良少年を反面教師として東洋の家庭の欠陥と家庭環境の大切さを説きながら、一方では先天的な原因も指摘していた。

このように社会課長の矢島、『文教の朝鮮』の記者Aによる記事、そして永興学校長の阿部の案内を受けて書かれた『東亜日報』の記事、これらの訪問記では、個々の家庭環境と遺伝によって不良化したという書かれ方がされていることが分かる。

しかし、訪問記すべてにおいて家庭環境と遺伝から不良化の原因が説明されているわけではない。『東亜日報』の「永興学校訪問記」は、不良化の原因をさらに一步進めて論じている。記事の中では、ほとんどの生徒が両親や周囲の人に虐待を受け、警察を経由して永興学校にやってくると書かれており、これは「不憫な環境」による影響が大きいと指摘されている。また父兄の職業と生徒の教育程度を示し、貧困な環境で多くが不就学であることも記されている。

彼らにとって家庭教育などというものはなく、母親や父親から温かい慈愛の言葉の一つも貰ったことがあるだろうか。彼らはただただ貧困、迫害、憂鬱、白痴…など、社会のすべての不幸を受けているように見える。<sup>51</sup>

「永興学校訪問記」は不良化を個々の家庭の問題に帰すのではなく、その背後にある「社会のすべての不幸」を問題としている。この点は、先に見た矢島や『文教の朝鮮』記者Aの書き方とは異なる。

永興学校長の阿部虎之助は永興学校を訪問した楊濟賢の質問に対して、「教育が普及されているにも拘わらず不良少年少女が増えているということは、きっと今日の社会と教育に何らかの欠陥があるからであり、また家庭生活が不健全になっていくように見える」<sup>52</sup>と述べている。このように総督府の関係者が教育や社会の問題性について取り上げなかったというわけではないものの、やはり家庭環境は必ず少年不良化を語る上で欠かせないテーマであった。矢島や記者A、そして永興学校関係者をはじめとする総督府関係者が不良化の原因を語る際に主として何を問題にしたのか——それは「社会の不幸」

ではなく、個々の家族の「愛の欠如」であったといえよう。

## おわりに

以上見てきたように、永興学校への収容経緯は、従来指摘されてきたような総督府による都市からの浮浪児一掃、つまり浮浪児狩りに限定されていたわけではなかった。約半数が親族からの申し出という形をとって永興学校へと送られてきており、収容された子どもの八割ほどに保護者がいたのである。親がいるにも拘わらず不良化したという点や、一人っ子に不良化の傾向があるという点に注意を払うべきだと永興学校の年次報告では指摘されている。永興学校訪問記でも、こうした不良少年の家庭状況に着目し、不良化の原因を個々の家庭や遺伝の問題へと帰すという特徴が見て取れる。植民地統治下における貧困状況についてはほとんど触れることなく、問題は親の「愛の欠如」によるとされた。

1920-30年代、乳幼児愛護運動などを通じて、栄養や身長体重、精神衛生、衛生管理に対して特別な注意を注いで育児をし、良き母となることが朝鮮の女性たちにしきりに説かれ始めていた。矢島が児童愛護講習会で行った講演では、不良少年を失敗例として用い、子どもの可愛がり方が誤っていることを母親に対して説いている。矢島は、東洋が「感情的」「盲目的」に可愛がるのに対して、「理性的」「組織立つた愛」「本当に可愛がる」ということが欠けていると言い、「唯自分が愛を満足する為めに、可愛がる」ということを批判した<sup>53</sup>。親、とくに母親が愛情を「適切に」注ぐことや母親の責任を唱える上で、永興学校の生徒はその反面教師としての恰好の材料となった。文化政治期以降、不良児保護事業はいわゆる児童保護の「積極的、事前的」事業と結びつき、その成立と展開を補完する役割を果たしたといえよう。そして、不良児保護と「積極的、事前的」保護事業は表裏の関係を保ちながら、あるべき家族像や子ども像を創り出していたのである。

## 〔注〕

1. 朝鮮総督府『朝鮮総督府官報』第二一五三号、1919年10月14日
2. 植民地期を通しての社会事業の変化に関しては、大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究——台湾・朝鮮』ミネルヴァ書房、2007年や朴貞蘭『韓国社会事業史——成立と展開』ミネルヴァ書房、2007年、そして遠藤興一による研究ノート「植民地社会事業の基礎動向について——朝鮮総督府施政年報（明治四十三—昭和十六年）研究序説』『明治学院論叢』546号、1997年3月などがある。
3. 朝鮮総督府内務局社会課『朝鮮社会事業要覧』1923年
4. 朝鮮総督府学務局社会課『朝鮮の社会事業』1933年
5. 生江孝之「乳幼児保護問題に就て」『朝鮮社会事業』第7巻第6号、1929年6月、11-19頁
6. 1920-30年代に出現した新しい子ども像、家庭像に関する代表的な研究として、キム・ヘギョン『植民地下近代家族の形成とジェンダー』チャンビ出版、2006年がある。また、植民地期に現れた児童文化（児童文学、唱歌、少年雑誌など）の先駆的研究として大竹聖美『植民地朝鮮と児童文化——

近代日韓児童文化・文学関係史研究』社会評論社、2008年がある。

7. 1920-30年代朝鮮では『新女性』『新家庭』をはじめ約20種類の女性雑誌が刊行され、新女性と呼ばれた新しいタイプの女性たちが自己主張を始め、様々な問題を朝鮮社会に投げかけた時期であった(宋連玉「朝鮮「新女性」に見る民族とジェンダー」三宅義子編『日本社会とジェンダー』明石書店、2001年)。新女性がいかに新しい育児情報や家族像に触れ、受容していったかに関しては、雑誌『新女性』を分析した研究空間<スユ+ノモ>近代媒体研究チーム『媒体から見る近代女性風俗史 新女性』ハンギョレ新聞社、2005年(韓国語)などの先行研究がある。
8. キム・ヒョンチョル『日帝期青少年問題に対する研究』博士論文、延世大学大学院教育学科、1999年(韓国語)。キム・ヒョンチョル「日帝占領期における少年不良化言説の形成」『教育社会学研究』第12巻第1号、2002年、67-91頁(韓国語)
9. 1920年代以降の孤児問題噴出の背景、孤児の多様性、朝鮮人と総督府による対処に関しては、ソ・ヒョンスクによる論稿「境界に立つ孤児たち — 孤児問題を通してみる日帝時代の社会事業と公共性」『植民地公共性、実態と隠喩の距離』ユン・ヘドン、ファン・ビョンジュ編、図書出版本と共に、2010年、357-395頁(韓国語)に詳しい。
10. 朝鮮総督府『朝鮮總督府官報』第二九一五号、1922年5月4日
11. 「少年法」「矯正院法」制定と「感化法」改正過程に関しては、鳥居和代『青少年の逸脱をめぐる教育史 — 「処罰」と「教育」の関係』不二出版、2006年に詳しい。
12. 「矢島課長を送りて神尾課長を迎ふ」『朝鮮社会事業』第5巻第8号、1927年8月、1頁
13. 「朝鮮総督府感化院の現況」『朝鮮社会事業』第20巻第7号、1942年7月、32頁(『植民地社会事業関係資料集朝鮮編33』近現代資料刊行会、2000年所収)
14. 永興学校の施設、職員、予算等に関しては、『朝鮮総督府永興学校一覧』の各項目を参照した。なお、本稿で用いた『朝鮮総督府永興学校一覧』(1930、1933、1936年)は、すべて『戦前・戦中期アジア研究資料 1. 植民地社会事業関係資料集(朝鮮編)』第33巻(近現代資料刊行会、1999年)に所収されているものである。
15. チョン・ヘジョン「日帝の感化教育に現れた近代教育の性格 — 日本と植民地朝鮮の感化院設立を中心に」『韓国教育史学』第29巻第1号、187-221頁(韓国語)
16. 取締りや調査、そして少年刑務所への送致に関しては、キム・ヒョンチョルの前掲論文に詳しい。キム・ヒョンチョルは、取締りの強化等により、1920年の少年刑務所の受刑者が183人だったのに対し、1940年には2,014人となり10倍に増加しており、総督府は主に少年刑務所の運営に重点を置いたとしている。一方でソ・ヒョンスクは、1920-30年代には私設の感化院が元警察官や検事、官僚といった総督府関係者によって設置されたことを見逃してはならないとしている。少年刑務所、感化院、そして孤児院のいずれを総督府が孤児/浮浪児/不良児を収容する場として重視したのかは、見解が分かれている。
17. チョン・ヘジョン、前掲論文、216頁
18. 「朝鮮感化令」(制令第十二号)、第一条、1923年9月3日
19. 『朝鮮総督府永興学校一覧』の「児童出身道別並入院当時年齢別」を見ると、年齢は8歳から18歳までしか記されておらず、実際に8歳未満の子どもが親の申請で送られてきたかは不明である。
20. 朝鮮総督府永興学校『朝鮮総督府永興学校一覧』1930年、43頁
21. 『朝鮮総督府感化院規則』第一条には「行政庁又ハ親権者若ハ後見人朝鮮感化令第一条各号ノ一ニ該当スル者ヲ入院セシメムトスルトキハ本人ノ健康診断書戸籍謄本ヲ添ヘ朝鮮総督ニ具申又ハ出願スベシ」とある。
22. 『朝鮮総督府永興学校一覧』の「学級及学年別、実科別」表の備考に「実科ノ別ハ児童ノ個性ト家庭ノ事情トヲ参酌シテ之ヲ定ムルモ…(略)…個性ノ調査ヲナシ適當ノ実科ニ編入シ児童ニ従事セシメ…」(『朝鮮総督府永興学校一覧』1930年、7頁)とあり、感化教育の基礎資料となったと考えられる。

## 朝鮮総督府永興学校生徒の不良化に関する言説

23. 『朝鮮総督府永興学校一覧』1930年、13頁
24. 同上、19-20頁
25. 同上、27-28頁
26. 「孤児・流浪十六年 思郷に燃える鄭少年 巡検に驚き無断出家したことが感化院出身の失父母」『朝鮮日報』1935年11月26日付
27. 「愛子の前途のため感化院に収容嘆願」『毎日申報』1927年8月15日
28. ソ・ヒョンスク、前掲、383頁
29. 少年刑務所の対象者は18歳以上23歳未満の者。1942年公布された「矯正院令」により、感化院の対象者は14歳以下、矯正院は14-18歳と変更された。矯正院は親権者からの受け入れは行っていなかった。
30. 「永興学校訪問記3」『東亜日報』1934年9月2日
31. 『朝鮮総督府永興学校一覧』1930年、19頁
32. 「観桜大会開催 永興感化院 花見 本報元山支局主催」『東亜日報』1931年4月16日、「永興学校桜花観光団員募集」『朝鮮中央日報』1934年4月27日、「松田湾感化院観桜団募集、高原支局主催で」『東亜日報』1936年5月4日、「本報文川支局主催 観桜団員募集」『朝鮮中央日報』1936年5月6日など。
33. 「社会事業年表」『朝鮮の社会事業』朝鮮総督府学務局社会課、1936年、143-193頁参照。
34. 「矢島課長を送りて神尾課長を迎ふ」『朝鮮社会事業』第5巻第8号、1927年8月、1頁
35. 同上
36. 朝鮮児童協会の活動や児童愛護週間等、児童愛護運動に関しては、朴貞蘭『韓国社会事業史——成立と展開』ミネルヴァ書房、2007年、165-177頁や愼英弘『近代朝鮮社会事業史研究——京城における方面員制度の歴史的展開』緑蔭書房、1984年、116-129頁に詳しい。
37. 矢島杉造「子供と社会問題の関係」『朝鮮社会事業』第4巻第8号、1926年8月、1頁
38. 同上、8頁
39. 同上
40. 同上
41. 同上
42. 一記者「元山から咸興へ」『文教の朝鮮』1926年4月、86頁
43. 同上、86-87頁
44. 同上、15-18頁
45. 1930年までの入院児童数の総数140人中、京畿道が53人、慶尚南道が34人であった。ちなみに平壤のある平安南道は10人と少ない。
46. 『朝鮮総督府永興学校一覧』1930年、15-18頁
47. 一記者「不幸児の楽園、仙境は何処、絶好の自然環境、永興感化院訪問記3——入院するまでの彼等の家庭環境」『東亜日報』1934年9月2日
48. 同上記事
49. 同上記事
50. 「窃盗大家を収容した永興感化院 先天的梅毒性を持つ者もおり窃盗で博士だと言える者もある 矢島社会課長談」『毎日申報』1924年7月9日
51. 同上記事
52. 楊濟賢「永興学校を探して」『女性』1939年8月、55頁
53. 矢島杉造「子供と社会問題の関係」『朝鮮社会事業』第4巻第8号、1926年8月、8-11頁